

平成 28 年 10 月 24 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

高額介護サービス費、月額負担額の上限引き上げに関し論点

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

厚生労働省は 10 月 19 日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1) 利用者負担、(2) 費用負担一などを議論しました。

(1) 利用者負担に関し、軽度者が支払う利用者負担額は、中重度者と均衡する程度まで、要介護区分ごとに引き上げるべきとの指摘があります。また、高額介護サービス費についても、高額療養費制度と同水準まで利用者負担の月額上限を引き上げるべきと指摘されています。これについて、8月19日の介護保険部会では、「負担能力に応じた負担とするべき」、「サービスの利用控えや家計への負担に配慮しつつ検討していくべき」などの意見が挙がっていました。

これらを踏まえ、利用者負担に関して厚労省は次の論点などを示しました。

- 要介護認定が軽度である者について、利用者負担を引き上げるべきとの指摘があるが、どう考えるか
- 負担能力に応じた負担を具体的にどう考えるか
- 制度の施行状況や、医療保険における自己負担額の上限額を踏まえ、高額介護サービス費のあり方についてどう考えるか

(2) 費用負担に関し、2012年2月に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」により、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法とすること（総報酬割の導入）を検討するとされており、「所得に応じた公平な負担とするために速やかに総報酬割へ移行すべき」との意見があります。これについて、8月19日の介護保険部会では、「現役世代にとって受益を伴わない負担増である」、「国庫負担を健康保険組合に付け替えているのではないか」などの消極的な意見が挙がる一方、「介護納付金は逆進性を有しており、負担能力に応じたものに変えていくべき」といった積極的な意見もみられました。

これらを踏まえ、厚労省は、「仮に介護納付金に総報酬割を導入する際に、留意する点は何か」と問題提起しています。

なお、参考資料には、介護納付金に総報酬割を導入した場合の負担の変化を試算したデータなどが付されている。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000140142.html>